

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	防災集団移転促進事業 (事業計画策定費)	事業番号	D-23-1
交付団体	市		事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)	
総交付対象事業費	521,163 (千円)		全体事業費	521,163 (千円)	
事業概要					
全般の震災で被災した市内 22 地域の集団移転に係る事業計画策定のための調査事業費 (PMC) ・大船渡町 1、末崎町 8、赤崎町 5、三陸町綾里 2、三陸町越喜来 6					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 24～25 年度＞ 整備構想の検討、意向確認・合意形成支援、測量・地質調査、不動産鑑定調査、基本設計・実施設計、事業計画案の作成、災害危険区域・土地利用方針の検討					
＜平成 26 年度～平成 30 年度＞ 意向確認・合意形成支援、測量・地質調査、不動産鑑定調査、基本設計・実施設計、事業計画変更案の作成、災害危険区域・土地利用方針の検討					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波により、居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進を行うものである。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	89	事業名	道路改良事業(細浦地区)	事業番号	D-1-22
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	603,825(千円)		全体事業費	603,825(千円)	
事業概要					
道路改良:L=400m、W=6.0m 事業期間:平成24年度~平成28年度 津波により壊滅的な被害を受けた末崎町細浦地区において、防災集団移転促進事業の高台移転先住宅団地の開発にあたり、進入路を整備するものである。既存道路の狭隘箇所(幅員2.0m程度)を幅員6.0mに拡幅改良(JRガード区間は新設)する計画である。 〔復興計画「都市基盤の復興」2道路新設・改良事業〕 高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備					
当面の事業概要					
＜平成26年度＞ 測量設計(道路事業):1式(13,133千円)、(JR委託):1式(18,838千円) 用地補償:1式(22,725千円)(平成26年度完了) ＜平成27年度＞ 工事施工:1工区L=240m(58,966千円)(平成27年度完了) ＜平成28年度~平成30年度＞ 用地補償(1.2工区の一部):1式(1,760千円)、賃借料(JR施工ヤト [®]):1式(3,000千円) 工事施工:JRヤト [®] 施工(2,000千円)、工事施工:2工区L=160m(38,702千円) JR委託工事:L=24m(444,701千円)(完了予定:平成28年度)					
※ 防災集団移転促進事業(細浦地区)の造成工事及びJR関連工事と一体的に施工するものである。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災で発生した津波により、末崎町地区は建物596棟(全壊509、大規模半壊48、半壊39)が壊滅的な被害を受けた。復興計画により土地利用方針が示されたことにより、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業による高台移転を行う計画である。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	127	事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業	事業番号	D-13-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	707,400 (千円)	全体事業費	707,400 (千円)		
事業概要					
災害危険区域からの移転を行う者に補助金の交付 (27 年度 3 件、28 年度 4 件、29 年度 5 件、30~32 年度各 10 件)					
(1) 除去等費 危険住宅の撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等					
(2) 建設助成費 危険住宅に代わる新たな住宅の建設のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息補給					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務					
<平成 26 年度> 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務					
<平成 27 年度~平成 32 年度> 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務					
東日本大震災の被害との関係					
建築基準法第 40 条の規定に基づき、東日本大震災を教訓として、今後、同程度の津波が発生した場合でも、住民の生命や財産を守り、地域全体で減災を目指すため、浸水した区域などを災害危険区域に指定し、住宅などの建築を制限する。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					